



新たな海外くまモンイラスト利用制度における 県内企業の輸出商品第1号について

今年4月から運用を開始した、海外における新たなくまモンイラスト利用制度において、海外展開に取り組む県内企業等に対する支援措置対象商品を初めて許可しましたので、お知らせします。

1 県内企業等の支援措置について

国内利用許諾を受けた商品（平成30年4月2日以降に申請したものに限り）で、以下の①・②のいずれかに該当し、かつ、日本からの輸出の実態が確認できるものについては、イラスト利用料が無料となります。

- ①熊本県内に本店（本社）がある企業の商品
- ②熊本県内で製造された商品

2 許可商品について

(1) HITOYOSHI シャツ（くまモンバージョン）

申請者：HITOYOSHI 株式会社（人吉市鬼木町1751-1 TEL:03-5466-1017）
輸出先：香港



(2) わらびもち風こんにやく・抹茶わらびもち風こんにやく

申請者：マルキン食品株式会社（熊本市中央区世安町380 TEL:096-325-3232）
輸出先：香港



【お問い合わせ先】

知事公室くまモングループ

担当：橋元、四方田

直通 096-333-2133（内線 5258）